

鹿沼市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査を鹿沼市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和4年12月21日

鹿沼市監査委員 高田悦夫

鹿沼市監査委員 舘野裕昭

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等に対する監査

2 監査の期日及び場所

- (1) 期日 令和4年8月23日
- (2) 場所 仮庁舎2階 大会議室

3 監査の対象団体

社会福祉法人 鹿沼市社会福祉協議会

4 監査事項

令和3年度に交付した下記補助金についての出納及びその他の事務の執行状況

| 補助金等の名称 | 補助金額 |
|----------------------|--------------|
| 鹿沼市社会福祉協議会補助金（運営補助金） | 133,112,476円 |

5 補助対象事業の概要

鹿沼市社会福祉協議会は社会福祉法第109条の規定により、地域福祉の推進を図ることを目的とし昭和43年10月7日に設立した。補助対象事業は「(1) 法人運営事業（人件費）」、「(2) 制度改革対応事業」、「(3) 社会福祉大会事業」、「(4) 地区社協活動推

進事業」、「(5) 移送サービス事業」、「(6) 地域福祉活動計画補助金事業」、「(7) 施設管理事業」であり、全7事業に及ぶ。補助対象事業のうち主な支出は法人運営事業（人件費）115,317,368円であり、補助金に対する割合は86.6%である。

また、補助対象事業費の総額は157,528,366円であり、このうち補助金の割合は84.5%である。

6 監査の着眼点

(1) 所管部局関係

- ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政的援助（以下「補助金等」という。）の決定は法令等に適合しているか。
- イ 補助金等の交付目的及び補助等対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ 補助金等の条件の履行状況、対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。また補助金等交付団体からさらに補助金等を受ける団体等についても同様の確認がなされているか。
- エ 補助金等交付団体への指導監督は適切に行われているか。

(2) 団体関係

- ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告等は符合するか。
- イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。
- ウ 出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切か。
- エ 補助金等に係る収支の会計経理は適正か。
- オ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

7 監査の主な実施内容

- ア 予備監査として、所管部局及び団体より提出された関係資料及び関係諸帳簿に基づき令和3年度における補助対象事業の執行状況について確認し、必要に応じ事務の執行状況について書面にて関係職員に説明を求めた。また、団体事務所において実地監査を行い、経理事務の執行状況について関係職員に説明を求めた。
- イ 本監査として、所管部局及び団体より関係職員の出席を求め、補助対象事務の執行状況等について聴取と質疑等を行った。

8 監査の結果

補助金に関する出納及びその他の事務の執行はその目的に沿って行われており、また経理事務については適正に処理されたものと認められた。

9 指摘事項及び意見

(1) 指摘事項

指摘すべき事項はなかった。

(2) 意見

ア 経理規程に記載されている各会計帳簿については、システムにより適正に整備されているものと認められた。各会計経理、関係帳簿の整備、決算諸表等の作成に当たっては、引き続き適正に管理されることを望むものである。

イ 職員の退職金の支払いに際しては関係規程が整備され、これらの規程に基づき適正に会計処理が行われているものと認められた。併せて、早期退職優遇制度の関係規程についても整備されており、これらの運用に当たっては、引き続き適正に執行されることを望むものである。

ウ 令和3年度では法人後見事業において職員の不祥事が発覚したが、このことについては有識者からなる第三者委員会を設置し、再発防止に努めている。策定された再発防止策を十分に順守したうえで、引き続き地域福祉の推進に努めていただきたい。